

武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市の下水道を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、武蔵野市下水道総合計画(2014)(以下「現計画」という。)の見直しを検討するため、武蔵野市下水道総合計画見直し検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を踏まえて新たな武蔵野市下水道総合計画の案を作成し、市長に報告する。

- (1) 現計画の成果の検証
- (2) 下水道事業の現状及び今後の課題に関する検討
- (3) 下水道事業の経営の分析
- (4) 現計画の見直しに伴う財政計画の妥当性に関する検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の委員をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 行政関係者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成30年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、公開とする。
- 4 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境部下水道課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。